
豊川市本庁舎等整備基本構想

【概要版】



令和5年9月
豊川市

1 はじめに

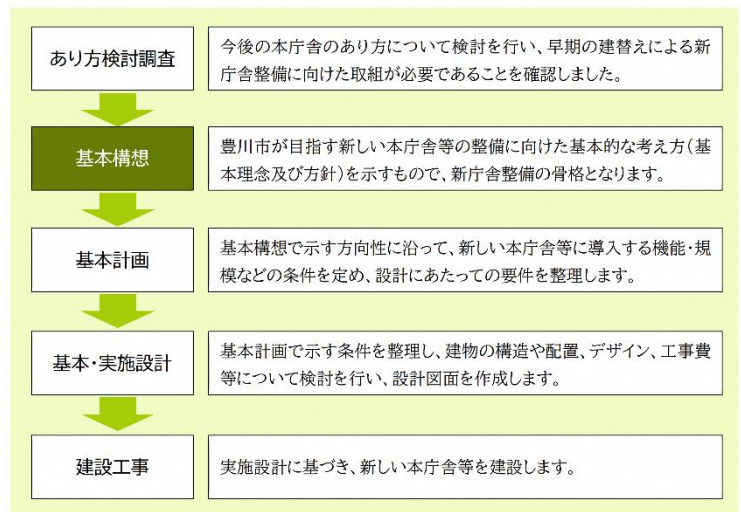
●策定の目的・位置付け

豊川市の現本庁舎は、平成7年の阪神淡路大震災を機に耐震診断を実施したところ、耐震性が不十分であったため、平成15年から17年にかけて耐震改修工事を行い、一定の耐震性を確保することができました。しかし、平成26年度の構造体耐久性調査において「残存耐用年数20年程度未滿、改築あるいは全面的な補修が必要」との結果を確認し、令和3年度に改めて調査を実施したところ、コンクリートの中性化が進行し、鉄筋の腐食を多くの箇所において確認しました。

こうした現状と第6次豊川市総合計画の施策の一つ「公共施設の適正配置と長寿命化の推進」の将来目標「公共施設が新たな価値を創出し、多くの人に安心して利用されているまち」を実現するためには、現本庁舎の建替えや改修のあり方について早急に検討することが必要であると考え、令和4年11月に「豊川市本庁舎のあり方検討調査報告書(以下、「あり方検討調査」という。)」をとりまとめました。

こうした状況を踏まえ、「あり方検討調査」の結果に基づき、現庁舎の現状と課題の整理、新本庁舎に必要な機能及び適正な規模などについて、より具体的に検討を進め、市民ニーズを踏まえた新本庁舎の目指すべき方向性などを定めるとともに、基本計画や基本・実施設計に向けた考え方を整理するものとして、「豊川市本庁舎等整備基本構想」を策定します。

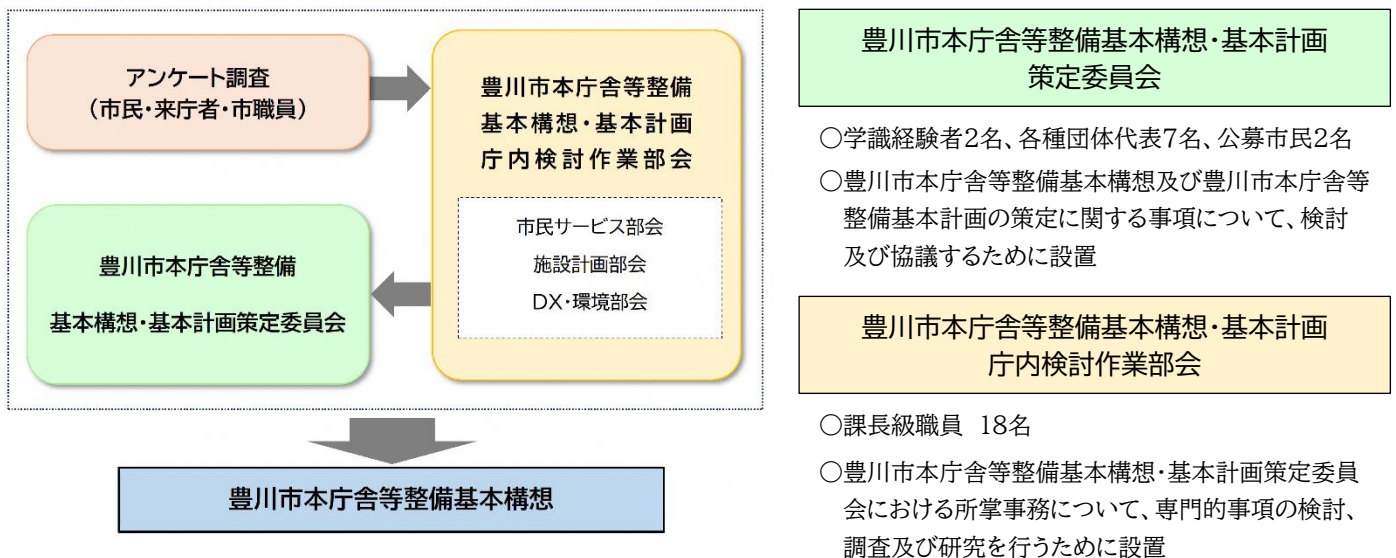
豊川市本庁舎等整備基本構想の位置づけ



●検討体制

基本構想は、過年度の検討成果を参考にして、市民や庁舎利用者のニーズ、職員のニーズ等を把握・反映した上で、庁内関係課で構成する庁内検討作業部会、外部委員による策定委員会での協議を通して策定しました。

豊川市本庁舎等整備基本構想の検討体制



2 現庁舎の現況課題及び整備の必要性

●現庁舎の概要

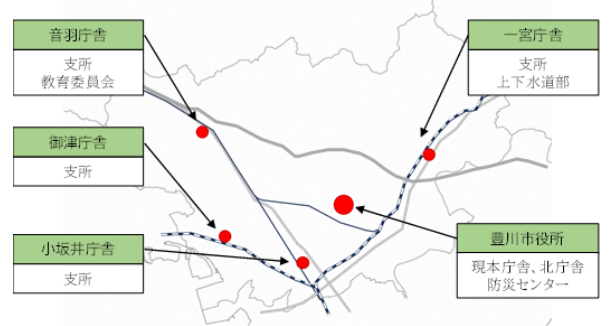
本市の庁舎施設は、豊川市役所（現本庁舎、北庁舎）と支所庁舎（一宮庁舎、音羽庁舎、御津庁舎及び小坂井庁舎（こざかい葵風館））から成っています。

支所機能を除く庁舎機能については、豊川市役所（現本庁舎、北庁舎）だけでなく、上下水道部が一宮庁舎、教育委員会が音羽庁舎に配置されるなど、庁舎機能が分散されています。

豊川市役所庁舎のうち、現本庁舎は昭和44年、北庁舎は昭和60年に建設されました。現在まで、耐震改修以外は、大規模改修を行うことなく利用されています。令和元年には防災センターが同じ敷地内に建設されています。

東に隣接する分庁舎敷地には分庁舎をはじめとする複数の建物が配置されています。

庁舎施設の位置



豊川市役所庁舎の配置



	現本庁舎	北庁舎
施設の場所	豊川市諏訪1丁目1番地	
建設年	昭和44年	昭和60年
構造	鉄筋コンクリート造	
建築面積	2,678.93 m ²	1,026.97 m ²
延床面積	12,876.33 m ²	
	7,619.26 m ²	5,257.07 m ²

●現庁舎の課題及び整備の必要性

現庁舎の問題点と課題

著しい老朽化に対して最適なコスト負担のもと早急に対策することが必要

利用者の利便性や事務効率を高めるため、各支所庁舎に分散している機能の集約化を図ることが必要

窓口、執務室等の狭あい化について、改善を図ることが必要

バリアフリー化及びユニバーサルデザインなどへの配慮について、根本的な解決を図ることが必要

環境負荷の軽減を図ることが必要

住民サービスの向上を図るため、デジタル社会に対応した庁舎とすることが必要

本庁舎のあり方と合わせ配慮すべき事項について、一体的に検討することが必要

より有利な財源確保のため、令和6年度中の実施設計への着手が必要

新本庁舎整備の必要性

本庁舎の今後のあり方(新本庁舎整備の必要性)

構造体耐久性調査(令和3年度実施)

評価区分は3「残存耐用年数20年程度未満」であることから早期の対策が必要

必要な対策を比較検討

建替えによる早期更新

改修(大規模改修等)により必要な対策を行ったうえで、10年程度使用後に更新

比較検討の視点

課題解決の観点
分散化、狭あい化、バリアフリー化等の解決

有利な財源確保としての
合併推進債の活用

現本庁舎を修繕・改修しながら使い続ける場合には上記に対応できない

早期の建替えによる新本庁舎の整備に向けた取組が必要

3 庁舎整備の基本理念及び方針

●基本理念・方針

新本庁舎整備の方向性を定めるにあたり、3つの基本理念を定めます。また、3つの基本理念を実現するための具体的な庁舎像として、9つの方針を定めます。

今後、基本計画等においては、めまぐるしく変化する時代の要請に柔軟に対応した庁舎整備を進めるため、3つの基本理念と9つの方針を相互に関連づけながら、最先端技術の導入や可変性等を考慮しつつ、一体的に検討していくものとします。

基本理念1 すべての人にやさしく開かれた庁舎

- 庁舎は様々な人が訪れる行政サービスの中枢拠点であるため、スムーズに手続きでき、訪れた人が不便や不安を感じることはないよう、誰にとってもわかりやすく利用しやすい庁舎とします。
- 長い歴史の中で受け継がれた豊川らしさを踏まえた誇りと親しみを感じられる庁舎とします。

基本理念2 安全安心と柔軟性を備えた庁舎

- 庁舎は市民の安全安心な暮らしを支える災害時の中枢拠点であるため、必要な耐震性能と耐久性能を備え、災害発生時にも業務を円滑に継続できる庁舎とします。
- 将来の組織変更や職員の増減など、行政の役割の変化に対応できる柔軟性を備えるとともに、ライフサイクルコストの削減に努めるなど、財政負担の軽減に配慮した庁舎とします。

基本理念3 最先端かつ健全な市政を支える庁舎

- 庁舎は地域の先導的施設としての役割を有しているため、環境負荷の低減や地域産材の活用など地球環境にやさしい庁舎とします。
- 先端技術を積極的に導入し、市民サービスの向上や無駄のない効率的な職場環境、議会機能を実現し、健全な市政を支える庁舎とします。

<新本庁舎>

基本理念1

すべての人にやさしく開かれた庁舎

- 方針1 スムーズに手続きできる庁舎
- 方針2 誰もが利用しやすい開かれた庁舎
- 方針3 誇りと親しみを感じられる庁舎

基本理念2

安全安心と柔軟性を備えた庁舎

- 方針4 災害発生時にも業務を円滑に継続できる庁舎
- 方針5 社会情勢の変化に対応できる庁舎
- 方針6 財政負担の軽減に配慮した庁舎

基本理念3

最先端かつ健全な市政を支える庁舎

- 方針7 地球環境にやさしい庁舎
- 方針8 効率的な職場環境が整った庁舎
- 方針9 議会機能が十分に発揮できる庁舎

<北庁舎及び新分庁舎>

- 北庁舎は、施設の長寿命化を目的として、基本理念を踏まえた大規模改修を実施します。
- 新分庁舎には、倉庫・書庫機能の集約と併せて、柔軟な施設利用が可能となる機能を整備します。

基本理念1 すべての人にやさしく開かれた庁舎

<具体的な機能例>

方針1	スムーズに手続きできる庁舎	窓口・相談機能	窓口サービス、総合案内、待合スペース等
方針2	誰もが利用しやすい開かれた庁舎	ユニバーサルデザイン	トイレ、授乳室、キッズスペース、案内・サイン等
		アクセス機能	駐車場・駐輪場、連絡通路、バス停留所等
		交流・学び機能	広場空間、市民交流スペース、情報発信スペース、周辺施設連携等
方針3	誇りと親しみを感じられる庁舎	デザイン・シンボル性	豊川らしさを受け継ぐデザイン・機能、景観との調和等
		利便機能	金融機関、コンビニ・カフェ、休憩スペース等

基本理念2 安全安心と柔軟性を備えた庁舎

<具体的な機能例>

方針4	災害発生時にも業務を円滑に継続できる庁舎	災害対策機能	災害対策本部、災害対応スペース、情報発信等
		バックアップ機能	ライフライン・情報システムバックアップ対策等
方針5	社会情勢の変化に対応できる庁舎	可変性	壁のない空間、多目的利用空間等
方針6	財政負担の軽減に配慮した庁舎	長寿命化	長寿命化に資する建築構造・設備、改修・修繕のしやすさ等

基本理念3 最先端かつ健全な市政を支える庁舎

<具体的な機能例>

方針7	地球環境にやさしい庁舎	環境機能	省エネルギー、再生可能エネルギー活用、ZEB対応等
		緑の空間・地域産材の活用	屋外緑化、地域産材の活用等
方針8	効率的な職場環境が整った庁舎	執務環境	執務室、共有スペース、会議室、福利厚生等
		文書管理・収納機能	書庫、倉庫、文書管理システム等
		情報・通信基盤	ICT活用、情報セキュリティ対策等
方針9	議会機能が十分に発揮できる庁舎	議会機能	議場、傍聴席、委員会室、議員控室、図書室等

●新本庁舎の規模

新本庁舎の規模については、①総務省の基準により算出される面積は約 16,000 m²、②国土交通省の基準により算出される

①総務省「平成22年総務省地方債同意等庁舎算定基準」による面積	約 16,103 m ²
②国土交通省「新営一般庁舎面積算出基準」による面積	約 11,214 m ²
③豊川市「豊川市公共施設適正配置計画」縮減目標面積(50年間で30%縮減)	約 11,995 m ²

面積は約 11,000 m²となります。国の算定基準に基づく試算では、約 11,000 m²～約 16,000 m²程度が必要であると算定されましたが、③「豊川市公共施設適正配置計画」縮減目標面積は約 12,000 m²であることを踏まえ、適切な規模となるよう、今後、基本計画等を進める中で、より具体的な検討を行い、最終的に確定することとします。

4 庁舎整備の方向性

●庁舎整備を行う位置と検討条件

新本庁舎の建設地は、新耐震基準への改正以後に建設された既存の北庁舎及び防災センターが継続使用可能なことから、新本庁舎、北庁舎及び防災センターを一体的に活用できる現在地とします。

また、新本庁舎の建設とあわせて、東に隣接する分庁舎敷地も含めた一体的な整備を検討します。

<基本条件>

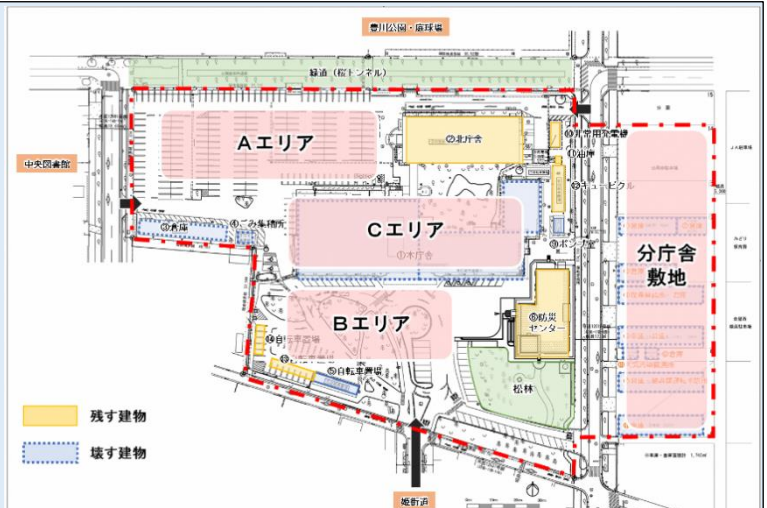
- 市民サービス及び行政効率の低下や仮設庁舎建設等の費用を抑制するため、「現本庁舎」を活用しながら「新本庁舎」を建設する。
- 「北庁舎」、「防災センター」は残置とし、工事期間中であっても継続利用可能な状態を確保する。なお、「北庁舎」については、「新本庁舎」の整備に合わせて、又は整備後において大規模改修を実施する。
- 現分庁舎(倉庫、車庫、書庫等)については、分庁舎敷地内に再整備する。なお、分庁舎敷地については、「新本庁舎」の整備事業が効果的に実施できるように活用方策を検討する。
- 整備後において、「新本庁舎」と「北庁舎」及び「防災センター」が、一体的で利便性の高い庁舎となるようにする。

<新本庁舎整備の検討条件>

- 建設可能なA、B及びCエリアについて、それぞれメリット・デメリットを整理し、最適な配置とする。
- 駐車場については、慢性的な混雑を解消するために、十分なスペースを確保する。
- 姫街道からの自動車等の良好なアクセスを確保するとともに、公共交通機関の敷地内への乗り入れについて検討する。

<分庁舎敷地における検討条件>

- 新本庁舎の整備に先立って、分庁舎敷地内に、新分庁舎を整備する。
- その他、分庁舎敷地内に駐車場を整備する。なお、新分庁舎との一体整備による附属車庫としての立体駐車場整備の可否について検討する(2種住居地域要件あり)。



●新本庁舎の整備プラン(案)

今後、各案のメリット・デメリット等を踏まえ、整備プラン(案)について検討していきます。

A 案 A エリアに新本庁舎を整備したのち 現本庁舎を解体	B 案 B エリアに新本庁舎を整備したのち 現本庁舎を解体	C 案 現本庁舎を解体したのち C エリアに新本庁舎を整備

※各整備プラン(案)は、あくまで一例であり、今後、基本計画の策定や設計を進める中で、変更が生じることがあります。

豊川市本庁舎等整備基本構想【概要版】

発行：令和5年9月 豊川市 財務部 財産管理課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

TEL:0533-89-2108 FAX:0533-89-2163

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/gyoseiunei/manejiment/honchoushaseibi/index.html>